

平成 29 年 農作業標準賃金協定額

農業委員会は、町内各農業関係団体と協議の上、下記のとおり標準協定額を定めましたので、お知らせします。

★消費税込みの料金となります。

作 業 種 類		単位	標準協定額	備 考
田 耕 起		10 a	※ 4,320 円	
畑 耕 起		10 a	4,752 円	休耕状態の農地の場合は両者協議。
水田転作田耕起		10 a	※ 6,480 円	1 回耕起の場合は 4,320 円。
代かき（植代迄）		10 a	※ 6,480 円	
く ろ っ け		10 m	540 円	
育 苗		1 箱	完成苗 648 円	
			発芽苗 432 円	
直播（点播・条播）		10 a	4,320 円	種もみ代（コーティング含む）は委託者もち。
苗 運 搬		10 箱	540 円	
機 械 田 植		10 a	※ 5,400 円	側条施肥は 1,080 円増し。薬剤散布については両者協議（参考価格 540 円）。
一 般 農 作 業		1 時間	800 円	不課税。
農薬・肥料散布		10 a	※ 1,080 円	肥料単品につき（農薬資材は委託者持ち）。
畦 畔 草 刈 り		1 時間	1,543 円	草の処分は委託者が行う。 トラクターによる草刈りは両者協議とする。
コンバイン（刈取）		10 a	※ 18,360 円	倒伏田・特殊田は両者協議のこと。
粃 運 搬		10 a	2,160 円	
粃 乾 燥 調 製		製品（玄米） 1 俵当り （60 kg）	1,425 円	粃殻処理等を含む。石抜、色彩選別のみの場合は両者協議。
そば	刈 取	10 a	6,480 円	
	乾燥・調製	製品 10 kg 当り	216 円	
	運 搬	10kg	108 円	地区外に運搬した場合。
麦 刈 取		10 a	10,800 円	乾燥・調製・運搬についてはそばに準ずる。
大 豆 刈 取		10 a	10,800 円	
ヘイベラー（わら梱包）		1 個	270 円	ひも代とヘイメーカー代含む。
ロールベラー		1 個	270 円	ひも代含む。わら製品価格 1 個 360 円。
精 米		30 kg 当り	514 円	

- ★ ※印の作業において、10 a 以下の圃場については、10%増しとする。
- ★ コンバインによる倒伏田の料金については、倒伏率分を増額するものとする。
(例：倒伏率 10% = 10%増し・倒伏率 30% = 30%増し・倒伏率 100% = 100%増し)
- ★ 圃場条件や労働能力に差異があって、標準料金によりがたい場合は、当事者間でその都度、調整してください。
- ★ 調整水田の田植・刈取作業については、作付け面積の料金とする。

平成 29 年 会津坂下町賃借料情報

この「賃借料情報」は、貸し手と借り手の契約の際の参考として提供するものです。米価の推移や生産費、農地の形状などを考慮し、お互いの話合いの中で賃借料を決めて契約してください。

(この賃借料は、農地利用集積円滑化団体が公表している金額です。)

1. 田の部

(単位：円／10a 当り)

区 分	賃借料	作物内訳
第 1 地域	23, 000	水稻
第 2 地域	19, 000	
第 3 地域	16, 000	

※水利費は、耕作者が負担することを前提とします。

2. 畑の部

賃借料を定めない。



3. 農地区分の内訳

区 分	第 1 地域				第 2 地域	第 3 地域
水稻の収量 1 0 a 当り	6 0 0 kg				5 5 0 kg～ 6 0 0 kg	5 5 0 kg
地 区 (大字単位)	旧坂下	宮 古	五 香	気多宮	勝 大	長 井
	牛 川	海老細	御池田	船 杉	津 尻	坂 本
	樋 島	新開津	三 谷	大 上	大 上	高 寺
	五ノ併	束 原	中 泉	(第 2 地域 以外)	(県道の西側 で栗村堰の 北側の区域)	片 門
	大 沖	開 津	合 川	宇 内		東 松
	羽 林	青 木	八日沢	(第 2 地域 以外)	宇 内	
	白 狐	青 津	見 明		(県道西側の 区域及び字 馬場・字北 川前の区域)	
	福 原	沼 越	塔 寺			
	金 上	立 川	新 舘			

【問い合わせ先】 農業委員会 ☎ 84-1534

「再発見！考えてみよう、私達の生活・文化」

～外国からみた日本（会津）～



「会津坂下町男女共同参画推進会議委員会」では、町民の方や委員を対象に講座を開催しています。今回は、「自分達の気付かない日本の良い点・悪い点」というテーマで外国の方を講師に迎え委員と意見交換をしました。講師は湯川村在住でシンガポール出身の田村レベッカさんです。レベッカさんは英語指導助手として会津坂下町との関わりが深い方です。

Q 来日のきっかけを教えてください。

「オーストラリア留学時代に日本人の友人に話を聞いて、日本に興味を持ち、英語指導助手の仕事に応募しました。」

Q 日本（会津）での生活はどうですか。

「シンガポールでは時間の流れが早く、競争社会でストレスが多いですが、私の住んでいる地域では、ゆったりとして子どもも伸び伸びと育っています。震災の時は、シンガポールの両親も心配し帰って来るように言われました。でも、帰りませんでした。周囲の人達も親切で、私はここ（会津）が大好きです。」

Q 来日して驚いたことや戸惑ったことはありますか。

「7月に来日したのですが、日本は東京のイメージがあったので田園の美しさに驚きました。私の育った所は高層ビルが多く、田んぼを見たのは初めてでした。それと、お弁当です。シンガポールの学校はカフェテリアがあり、子ども達はお金を払ってお昼ご飯を食べます。」

Q 日本のお弁当や給食について、どう思いますか。

「給食は、おいしくて野菜を多く摂れるので良いと思います。シンガポールにいた時は、あまり野菜は食べませんでした。でも今は、子どもと一緒に野菜をたくさん食べます。お弁当は、私も子どもを作ります。おかずは1品でいいかなと思いますが、日本のお母さん達は朝早く起きて、彩りを考えておかずを作ったりキャラ弁にしたり、本当に偉いです。しかも、日本のお母さん達は、仕事をしながら家事をする。頑張りやさんです。」

Q シンガポールの家事や育児はどうですか。やっぱり、女性は大変ですか？

「夫婦共働きが多く、家事はお手伝いさんがします。料理も外食が多いので『シンガポールの名物料理を作って』と言われても、私は作れません。子どもは夫や同居のおじいちゃん、おばあちゃんが協力して面倒を見てくれます。私は、日本の女性は忙しいと思います。忙しすぎて、ちょっと心配です。」

レベッカさんとの対話のなかで『日本の女性は忙しい』とあるように、未だに女性に家事負担が多いのが現状かもしれません。外国との文化や習慣の違いを知る中で、改めて日本の良き風習を再認識したり、当たり前と感じていたことが、外国から見れば特別なことだったり、多くの発見がありました。それぞれの国を理解すること、人もお互いを理解して認め合うことができれば、もっと生きやすい社会になっていくのだと思います。

みんな相手を思いやる気持ちは持っています。さあ、お互いに手を差し伸べましょう！

高齢者が元気で安心して暮らせるまちにするために

～ 4 月より認知症対策などの新たな事業を開始します！～

今後、高齢者が増えていく中で、医療と介護に関する需要が急速に高まることが予想されます。

このため、医療・介護といった専門分野の連携促進と、地域の中での助け合いの輪を広げていくことが求められています。

町では、4 月より高齢者が元気で安心して暮らせる街にするために、下記の 4 つの柱を軸に取り組んでいきます。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるまちを地域の人々で作りましょう！



①在宅医療・介護連携

- 地域の医療・介護などに携わる関係者同士の連携がスムーズにいく仕組みづくり
- 医療施設・介護施設の情報の提供
- 高齢者が病院から退院した際に、必要なサービスが受けられる仕組みづくり

②認知症対策

- 認知症に関するさまざまな相談や介護ケアについて対応する相談窓口の設置
- 看護師、社会福祉士などの専門職が必要に応じて認知症の自宅を訪問し、認知症の専門医の助言を受けながら自立生活に向けたサポートを行う仕組みづくり

③生活支援・介護予防

- 生活支援コーディネーターの配置
 - ・行政・民間・地域で行っている高齢者にかかわるサービス調査と一覧表の作成
 - ・今後必要なサービスの調査
 - ・生活支援・介護予防サービスの充実、高齢者の社会参加の促進、地域づくりなどのお手伝い
- 協議会の設置
 - ・高齢者に関する団体の情報共有とネットワークの構築
 - ・介護サービスの新たな担い手の発掘と新サービスの検討
- 通いの場の創出
住民のみなさんが主体となって取り組みを行う「通いの場」の運営等の支援や新たな「通いの場」の創出

④地域ケア会議

- 自立支援に向けたケアプラン（介護サービス利用計画書）の作成のため、専門職からケアマネジャーへのアドバイスや支援などの実施
- 多くの高齢者がどのようなことで困っているかを調査したうえで、多職種によるネットワークを生かした課題解決に向けた会議の実施

【問い合わせ先】 生活課 保険年金班（⑤窓口） ☎ 84-1513



こんなときは 国保で手続きが必要です！

進学、就職、退職、引っ越しなどによる
健康保険の加入・脱退手続きは 14 日以内に

進学、就職、退職、引っ越しなどにより健康保険の資格などが変更になることの多いこの時期には、国民健康保険の加入・脱退などの手続きが必要となる場合があります。

国保への加入・脱退手続きは、町役場で 14 日以内に必ず行いましょう。

国保に加入

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入	他の市町村からの転出証明書、印鑑
職場の健康保険から抜けた (被扶養者からはずれた)	社会保険資格喪失証明書など今まで加入していた保険の資格がなくなった事がわかるもの、印鑑
子どもが生まれた	保険証、母子健康手帳、印鑑
生活保護を受けなくなった	生活保護廃止通知

※ 国保税は、加入の届け出をした日からではなく、資格を得た日（例：退職のときは退職した日の翌日）から生じますので、その日からの分の国保税を納めることになります。

国保を脱退

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他の市町村へ転出【※a】	他の市町村からの転出証明書、印鑑
職場の健康保険に加入した (被扶養者になった)【※b, ※c】	社会保険の保険証（コピー可）または社会保険取得証明書等、国保の保険証、印鑑
被保険者が死亡した	保険証、印鑑
生活保護を受け始めた	保険証

※ a：就学のための転出の場合は、特例により会津坂下町の国保に加入したまま転出する事が出来ます。その際は「在学証明書」もご持参ください（学生証では不可）。

※ b：保険証は、切り替わる方全員分をご持参ください。

※ c：職場の健康保険に加入した場合でも、国保からの脱退手続きを職場で行うことはありません。ご本人またはご家族の方による手続きが必要です。

※ 国保の資格を失った後にうっかり国保の保険証を使って医療を受けてしまった場合は、国保が負担した医療費分の全額を返していただく手続きが生じます。

また、他の健康保険と国保とに保険税を二重に支払うことも生じ得ます。

※ 加入する健康保険が変更になった場合は、速やかに医療機関に新しい保険証を提示してください。

平成 28 年度分の国保税の納め忘れがございましたら、お早めに納入してください。

未納分があると、必要な給付などが受けられなくなることがあるほか、延滞金が生じることもあります。

【問い合わせ先】生活課 保険年金班（④窓口） ☎ 84-1501